

令和3年9月28日

町内居宅介護支援事業者 御中

王寺町役場 住民福祉部  
福祉介護課 介護保険係

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準」における地域ケア会議について（通知）

平素は、王寺町介護保険行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年9月14日に令和3年10月より施行される指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の3における厚生労働大臣が定める基準に該当する場合の基準が告示されました。

下記の基準に該当する場合には、訪問介護の必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、市町村からの求めがあった場合は、当該居宅サービス計画を市町村に届出なければならぬとなっている所です。令和3年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画については、提出していただきますようお願いします。

なお、提出していただきました居宅サービス計画については、後日、地域ケア会議にて必要性を確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 記

- 厚生労働大臣が定める基準
    - ・ 居宅介護サービス費等区分限度基準額に占める割合を100分の70以上かつ訪問介護に係る居宅介護サービス費の総額に占める割合を100分の60以上
- 以上